

議案第 45 号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正  
について

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり定める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

粗大ごみの定義及び処理手数料を見直すとともに、一般廃棄物処理施設の技術管理  
者の資格を定めたいため

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第4号中「重量又は」を削る。

第32条を第33条とし、第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

（技術管理者の資格）

第30条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

（1） 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

（2） 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（3） 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

（4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（5） 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の

実務に従事した経験を有する者

- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

別表第1中

市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分をするとき。	1個につき700円。ただし、排出者が、市長が指定した場所に運搬したときは、300円とする。
-------------------------	---

」

市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分をするとき。 。	1個につき700円を超えない範囲内で規則で定める額
排出者が、市長の指定する場所に運搬し、市が処分をするとき。	1個につき300円を超えない範囲内で規則で定める額

に改める。

」

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第29条の次に1条を加える改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に粗大ごみ収集の申込み又は粗大ごみの搬入があったものから適用し、同日前に粗大ごみ収集の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

### (準備行為)

3 この条例による改正後の粗大ごみ収集の申込み及び粗大ごみの搬入に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。